

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2009

課題番号：20730062

研究課題名(和文) 団体訴訟における判決の効力

研究課題名(英文) Die Rechtskraft bei den Verbandsklagen

研究代表者：

渡部 美由紀 (WATANABE MIYUKI)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：40271853

研究成果の概要(和文)：本研究は、少額拡散利益の救済に対して伝統的な事後的・個別的救済を念頭においた解釈論では不十分であるという意識を前提として、消費者団体訴訟において、団体が受けた判決の効力が消費者や他の団体にどのように影響するかを検討したものである。訴訟担当構成を採用しない場合、団体が受けた判決の効力は第三者である消費者等に及ばないのが原則であるが、消費者団体訴訟においては、敗訴事業者は、後の消費者との訴訟において前訴判決と矛盾する主張を遮断されると考える。

研究成果の概要(英文)：This research aims at studying the scope of res judicata in collective consumer litigation (Verbandsklage). In the modern economy of global mass production and distribution, collective civil litigation system has become a very important topic, because the traditional civil litigation system cannot suit to such mass tort cases. A judgment in the collective consumer litigation may preclude claims of a lost defendant that could have been asserted concerning the transaction or incident in question in the later litigation against consumers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事訴訟法、団体訴訟、判決効

## 1. 研究開始当初の背景

平成18年5月31日、団体訴訟制度の創設を盛り込んだ消費者契約法の改正法が成立し、翌年6月7日に施行された。団体訴訟制度は、個々人の被害額は少ないが、被害者が多数にわたるいわゆる少額拡散利益保護を念頭に置いて、実質的な権利・利益の帰属主体が自ら訴訟当事者となるのが典型的に困難又は不可能である場合に、一定の認定を受けた特定の団体に訴権を付与し、実質的な権利・利益帰属主体に代わって訴訟追行をす

ることを認める程度であり、消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体が差止請求をする構造になっている。個々人の授権なくして、いわば公益的に「消費者一般の利益」を保護するため、団体に訴権を認めるという手続構造は、第三者が実質的な権利・利益主体に代わり当事者となる場合には、その授権を必要としてきたわが国の制度において初の試みであるため、多くの検討課題をはらんでいることが指摘されている。

現代社会においては、国際的取引やインタ

一ネット取引等の利用の増加により不特定かつ拡散的に生じる利益を保護する必要性は高まっているが、他方、これに対する救済手段として、伝統的な事後的・個別的な救済制度は十分ではないことは、世界的にも、訴訟法学者の共通意識となってきた。そのため、このような集団的利益の保護に対応する集団訴訟ないし集合訴訟をはじめとする新しい訴訟形態の構築や従来の訴訟形態の修正を行うことは、世界的に喫緊の課題とされ、各国においてさまざまな新しい制度が創設されている。この問題は国際会議等においても近時よくテーマとして取り上げられており、これに関する種々の論点についても活発に議論がなされている。とくに大陸法系の国においては、たとえば適格団体に訴訟追行権を付与する根拠に関して、とくに、実体的権利主体の授権を基礎とするオプトイン型の訴訟形態では、少額多数拡散被害に対応する限界があることから、アメリカのクラスアクションに代表されるオプトアウト型の訴訟制度をどう評価するかということが大きな問題として論じられてきた。

適格消費者団体に差止請求権を認めるわが国の消費者団体訴訟制度は、そうした潮流のなかで、ドイツの団体訴訟(Verbandsklage)制度に範を置いて設けられたものであるが、判決効について団体が受けた判決の援用制度は採用されていないなど、ドイツの制度とは異なる点も見られる。従来の日本法の規律によれば、法が第三者への既判力拡張を規定している場合を除けば、原則として確定判決の既判力は当事者にのみおよび(民訴法115条1項1号、個別相対効)。その理由は、手続の結果責任は、処分権主義・弁論主義のもとで主体的に主張・立証を行う当事者のみに問うことができるのであり、手続に関与していない者に判決効を及ぼす正当性はないことにある。しかし、団体訴訟制度では、抽象的な消費者全体の紛争発生・拡大の予防を目的として、複数の団体がそれぞれ固有の差止請求権に基づいて訴訟を追行する構造になっているため、当事者適格の拡大に伴って判決効の範囲も拡張すべきか、とりわけ一団体が得た判決効を団体の背後にいる個々の消費者に判決効を拡張できないかが問題となる。

わが国において、団体訴訟制度については、研究開始当初においてすでに、上原敏夫教授や(同『団体訴訟・クラスアクションの研究』商事法務研究会、2001年)や高田昌宏教授の一連の研究(同「消費者団体の原告適格」早稲田法学61巻2号65頁、1986年)等)などがあったが、団体訴訟をめぐる法的問題についての議論はようやく本格化してきたという段階であり、この分野における十分な議論の蓄積は認められなかったといえる。

確定判決の効力につき、消費者契約法13条は、ある団体が確定判決を受けた場合、同一の事業者に対する訴えについては、他の者にも効力が及ぶと規定する(却下か判決や請求棄却判決の場合には他の団体に既判力の拡張は認められない)にとどまり、改正過程で議論のあった「援用制度」は採用されなかった。これは、判決効の拡張の一種であり、消費者団体の得た判決の効力がその背後にいる個々の消費者にどう影響するか(消費者が、個別に、差止判決で認められた約款無効を理由とする損害賠償請求訴訟を提起する等)を考える際に、非常に大きな意味を有する(渡部美由紀「消費者団体訴訟における判決効」名古屋大学法政論集223号419頁参照)。アメリカのクラスアクション制度では、クラス代表者が受けた判決をそのメンバーに還元するのはある意味当然のことであるのに対し、そもそも差止請求が間接的・予防的なものであるとすると、ドイツに範をおくわが国の制度において、個々の消費者が団体の得た判決効を援用することまで予定されているかどうかは手続構造を含め十分に検討する必要がある。

報告者は、これまで既判力を中心とした判決の遮断効について基礎的研究を行ってきた(渡部美由紀「判決の遮断効と争点の整理(1)(2)(3・完)」法学63巻1号31頁、同2号99頁、64巻3号38頁等)。団体が受けた判決効の拡張する意味は、実際には判決理由中の判断の拘束力の拡張を認めることに大きな意味があるため、この点の検討が不可欠であるが、判決効論における議論の展開はこれについて、非常に参考になるものと思われた。さらに、現在、団体による損害賠償請求訴訟の提起も検討されているところであり、その当事者適格の法的構成如何も関係して、判決の効力範囲については大きな問題となることが予想された。

## 2. 研究の目的

本研究は、伝統的な事後的・個別的救済を念頭においてなされてきた解釈論のみでは、現代社会において生じている少額多数被害の救済に不十分であるという認識から、主として団体訴訟における判決の効力、とくに団体の背後にいる実質的利益帰属主体である消費者や他の団体に効力が拡張されるかどうかにつき、検討を加えることを目的とするものである。団体と事業者間の差止請求訴訟(前訴)の後に、消費者が事業者を相手方として前訴と同一の争点を基礎とする損害賠償請求等の訴訟を行った場合(後訴)に、業者が前訴判決の効力に拘束されるか、あるいは主張を遮断されるかどうかは、今後実際に問題となる局面が多いと思われる。そこで、これまで報告者が行ってきた既判力をほじ

めとする判決の遮断効論の展開の研究を基生かして、団体が受けた判決の効力の主観的・客観的範囲について検討することによって、微力ながらもこの分野の議論展開に貢献したいと考える。

### 3. 研究の方法

団体訴訟および既判力をはじめとする判決効に関する国内および外国の文献資料を読解・検討・分析することを中心とした。

外国資料については、母法であるドイツ法とクラスアクションを採用するアメリカ法を中心とし、その収集・分析にあたっては、当該外国の研究者らの協力を受け、より適切な文献を収集するに努めた。ドイツ法およびEUの動向については、この分野の研究の第一人者であるアストリッド・シュタッドラー教授（ドイツ・コンスタンツ大学）へのインタビューおよびディスカッションを行うことにより、よりアクチュアルな情報収集をすることができたと考えている。また、国際民事訴訟法学会などに参加し、その折に各国の研究者らと話をすることによって情報収集に努めた。アメリカ法については、ピーター・マリー教授（アメリカ・ハーバード大学）にインタビューすることにより、状況を確認するとともに情報を収集した。以上の過程において、わが国の議論に有益であると思われる論文を2本翻訳し、公表した（後掲発表論文①②）。

以上の成果をもとに、資料分析を統括し、論文の草稿を執筆した。これから国内の民事訴訟法研究会等の場において報告し、そこで他の研究者の批判を仰ぐ予定である。そのうえで、その後早い時期に論文をまとめ、名古屋大学法政論集等において公表する予定である。

### 4. 研究成果

#### (1) 対象の限定

まず、多数当事者訴訟のなかで、ここで対象とする事件類型を明らかにしておく。大規模不法行為のように被害者は多数存在するが特定が容易であり、個々の請求額は（比較的）高額であるという事例では、個々の被害者が訴訟を提起するモチベーションは高いと思われ、もっぱら訴えられた訴訟をどのように運営するかという手続規律の問題が中心となるため、本検討の対象としない。ここで対象とする事例は、とくに、広く拡散する個々の被害額が比較的少額であるために、個々の被害者が訴訟を提起するモチベーションが低く、適格団体による訴訟追行が有益であると思われるものである。

#### (2) 団体の当事者適格と判決効の範囲

まず、訴訟追行する適格団体が法定訴訟担当であるのか、固有益に基づいて訴訟追行

権を有するものであるのかどうか問題となる（訴訟担当構成か固有適格構成か）。法定訴訟担当構成によれば、実質的利益主体である消費者に団体の受けた判決の効力が及ぶことになる（民訴法115条1項2号）。しかし、法は政策的見地から、個々の消費者の利害を離れて団体に差止請求についての訴訟追行権を付与したものであり、訴訟担当構成を採用したものとは思われない。したがって、適格団体が受けた判決の効力は、当該団体と事業者にのみ及び（民訴法115条1項1号）、消費者に及ぶことはないと考えられる。

そこで、消費者が、団体が受けた判決の効力を援用できないかどうか問題となる。ドイツでは、後述のように、これを明文で認めているが、日本法にはそのような規定はなく、援用することは当然には認められない。また、ここで問題になるのは、とくに判決理由中の判断の拘束力であるが、これについて、既判力は認められていないため（民訴法114条1項）、従来の伝統的立場からすれば、当然に理由中の判断の拘束力の拡張ということはそもそも問題となりえない。しかしながら、周知のように、理由中の判断については争点効理論や信義則による遮断効理論が展開しているところであり、検討の余地があると考えられる。

#### (3) ドイツ法の規律

ドイツ法においては、少額多数の消費者紛争事件に対して、いわば公益的視点から政策的に一定の団体に固有適格を認めてきた（Verbandsklage）。敷衍すれば、1965年に不正競争防止法に違反する行為に対して消費者団体に差止請求訴訟の訴訟追行権を認めたのを嚆矢として、現在は一般に「消費者保護に資する法規に違反する行為」に対する消費者団体の差止請求権を認めている。団体が有する差止請求権は、個別的な消費者利益の授権によるものではなく、固有権であると一般に理解されており、個別相対効原則により、団体が受ける判決の効力は他団体や消費者にはおよばない。もっとも、差止請求の性質から原告団体が勝訴した場合には、事実上他の適格団体や消費者などすべての者がその効果を享受することができる。さらに、団体訴訟の趣旨と目的達成という政策的観点から、消費者に対する判決効の片面的拡張（援用）が明文で認められており（差止訴訟法11条）、個別訴訟との連動がはかられている。この規定は、①差止判決の理由中の判断に拘束力を認めている点、②第三者の有利な場合にのみ判決効を拡張している点、③当事者の援用を条件としている点で、伝統的な既判力概念とは異質のものであるため、その法的性質をめぐる多くの議論が展開されている。

この援用制度の導入をめぐるのは、わが国の立法過程において議論があったところで

あるが、援用制は判決理由中の判断に既判力類似の遮断効を認め、訴外の個別消費者のために片面的に判決効を拡張するもので、民事訴訟法の一般原則に対する例外を認めるものであるとして、その導入には慎重な対応が必要であるとされ、事実上差止判決の波及効を期待できること、差止請求の対象となる条項単位の把握、条項の過分性といった問題から援用制の導入は見送られた。

#### (4) アメリカ法の規律

アメリカ法のクラスアクション制度では、オプトアウトの意思表示がない限り判決効がクラスメンバーに及ぶことになるが、クラスアクション制度によらないとしても、判例において、争点排除効(issue preclusion)の片面的拡張が認められるに至っており、この議論が参考になると思われる。これについては、従来維持されてきた相互性(mutuality)の原則を廃棄するかどうか問題となり、合衆国裁判所は、攻撃的利用と防御的利用のいずれの場合にも援用を肯定するに至ったが、第三者に対して判決効の拡張を認める正当化根拠また第三者に対しても主張できなくなる当事者の地位(被援用者に与える影響の深刻さ、援用者と被援用者の地位の公平、援用者の日和見的援用(攻撃的援用)を許容すべきかなど)といった点から、学説は分かれる。

#### (5) 検討

そもそも既判力は当事者間に相対的に生ずるのが原則である(民訴115条1項1号)。前訴当事者が受けた判決の効力を第三者に不利益に拡張するとすれば、その者への手続保障が問題となり、利益に拡張するとすれば、前訴当事者に対して前訴においてそれだけの手続保障がなされていたかが問題となる。しかしながら、わが国においても最判昭和51年9月30日民集30巻8号799頁が信義則による後訴請求遮断を認めて以来、下級審裁判例には後訴請求ないし主張を遮断した事例がみられる(東京地判昭和52年5月30日下民集28巻5~8号566頁、東京高判昭和61年5月29日判時1195号94頁、大阪地判昭和61年11月13日判タ629号204頁等)。下級審裁判例はいずれも防御的援用を認めたものであるが、学説には攻撃的援用のみ肯定する見解や、両者を問わずこれを認める見解がある。またほかにも、判決効の主観的範囲を拡張する理論として、反射効、争点効の第三者への拡張などが主張されており、これらの検討が求められる。

判決効の主観的範囲の確定は「いわば再訴・再審理の遮断という制度によって紛争解決が図られるべき紛争主体の範囲の確定の問題」であり、集団的紛争ではとくに政策的要因も考慮したプラグマティックなアプローチが求められよう。ここでは多数当事者の

画一的・一回的紛争解決の要請と個別的手続保障の要請をどう調和させるかが問題となる。判決効の拡張の問題は、前訴手続において判決効を受けるべき第三者の関与という局面と、後訴手続において前訴当事者が受けた判決の効力の拡張という局面で捉えられる。前者については訴訟追行者選任過程への関与と訴訟追行への手続関与の機会の規範的評価が判決効拡張の基礎となり、授權等が問題となる。これに対して、後者については、後訴において敗訴当事者が新被告との関係においても前訴判決と異なった主張をすることが許容されるかどうか問題となり(判決効の片面的拡張はこの局面で問題となる)、前訴において審判対象との関係で判決効の範囲につきどのような警告がなされており、何を主張すべきであったかが問われる。ここで、アメリカ法における判決効の片面的拡張の議論およびわが国の信義則論の展開が参考になる。また、団体訴訟の規律を考えるとき、ドイツ法において、援用制度が採用された趣旨も十分に勘案すべきものと思われる。消費者団体訴訟では、手続構造として、差止請求訴訟において消費者からの直接的な授權はないとしても、団体は消費者一般の利益を保護するために、相互協力・情報提供義務を基礎とした提訴権制限を前提として訴訟追行するのであり、事業者は、団体訴訟として差止請求がなされた場合に、後に同一の争点を基礎とする損害賠償請求訴訟等の個別訴訟がありうることを予期し得ると評価し得る。したがって、敗訴事業者は、後に同一の争点を主張する争点とする消費者との個別訴訟において、消費者が団体訴訟における理由中の判断の拘束力(約款が無効であるなど)を援用する場合には、原則としてそれと異なる主張をすることは許されないと考える。

#### (6) 課題と展望

差止は間接的・予防的救済であるにとどまるため、より直接的に消費者が被った損害の回復をどうはかるか、あるいは事業者が不当に獲得した利益をどう吐き出させるかが、現在議論されている(消費者集合訴訟など)。ドイツでは、これに対応すべく種々の訴訟形態が創設され、複数の制度が共立している。少額拡散損害については事業者に対する利益吐き出し請求が認められているが、これは、得られた金銭は国庫に帰属するのであり、申し立てる者のモチベーションが低く、あまり利用されていないようである。また、投資者の大量訴訟処理に対して資本投資者ムスタ訴訟手続法(KupMuG)がつけられたが、その評価は分かれるところである。さらに法的サービス法(RDG)により、公的資金による支援を受けた消費者センター及び他の団体は消費者の請求権を訴求することができる。少

額拡散被害の救済手段としてオプトアウト型の救済形態の有効性は否定できないと思われるが、手続保障の観点から授権を基礎としないオプトアウト型の救済制度の導入には非常に抵抗が強いようである。

ドイツ法の錯綜する状況に鑑みるに、オプトアウト型の救済形態の構築は検討に値するものと思われるが、仮にこれを認めるとしても事件類型の限定など、検討すべき課題は多いと思われる。そもそも、民間主導の救済を中心とするアメリカ型の救済形態は、行政主導の救済を中心とするドイツ型の救済形態と異なるのであり、ドイツ法を基本的枠組みとする日本法制度において、どのような救済制度が適切であるのか、十分に検討する必要がある。損害賠償請求をおこなう消費者集合訴訟においては、団体の当事者適格をどのように構成するかに伴い、判決効の規律も変わってくることになるが、今後の議論の展開を踏まえて、さらなる検討が求められる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① ピーター・マリー／渡部美由紀 訳「グローバル経済におけるクラスアクション」名古屋大学法政論集 234号 31-45頁 (2010年) 査読無

② アストリッド・シュタッドラー／渡部美由紀 訳「ヨーロッパにおける国境を越えた集団的権利保護」名古屋大学法政論集 234号 55-87頁 (2010年) 査読無

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

渡部 美由紀 (WATANABE MIYUKI)  
研究者番号: 40271853

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし